



《会計・税務の知識》 証券・法人税に関する税制改正

平成21年度税制改正について、今回は、証券税制および法人税制の主要な改正点について取り上げます。

証券税制では、現在の経済金融環境を鑑み、金融所得課税の一体化の取り組みの中で優遇措置の創設がされています。

また、法人税制では、金融不安や景気後退の影響を受けやすい中小企業に対する支援および赤字に陥った場合の資金繰りを支えるための繰戻し還付制度の復活が織り込まれています。国際課税については、海外市場で獲得する利益を国内に還流し、経済活性化をはかるための整備の一環として、適正な二重課税の排除を観点とした間接外国税額控除制度の見直しが行われています。

1. 証券税制

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率の特例の見直し

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得および譲渡所得等に対する税率が10%の軽減税率(所得税7%・住民税3%)とされます。

平成20年の税制改正で、軽減税率は平成20年12月31日で廃止することとされていましたが、今回の改正によりその期間が3年延長されます。

少額の上場株式等投資のための非課税措置の創設

上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る10%の軽減税率が廃止され、20%の本則税率が実現する際に創設される措置です。

満20歳以上の居住者等が、本措置の施行日から5年内の各年において開設する非課税口座(1年1口座)に、その口座を開設した日からその年12月31日までに取得をする上場株式等(取得対価の額の合計額は100万円を限度とする)を預け入れることにより、口座開設日の属する年の1月1日から10年内に生ずる上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等については、所得税及び住民税が非課税とされます。

2. 法人税制

中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げ

中小法人等の平成21年4月1日から平成23年3月31日に終了する事業年度については、年800万円

以下の金額に対する法人税の軽減税率を現行の22%から18%に引き下げられます。

中小法人等に対する軽減税率は、基本税率の引き下げにあわせて引き下げられていましたが、今回は初めて軽減税率のみを引き下げたため、基本税率との差は過去最大レベルとなります。

中小企業の欠損金の繰戻し還付制度の復活

中小法人等の平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において生じた欠損金額については、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用ができることとされます。

欠損金の繰戻し還付制度とは、中小法人等に欠損金額が生じた場合、欠損金の生じた事業年度開始の前日1年以内に開始した事業年度の法人税の額に前事業年度の所得金額のうち当事業年度の欠損金額の占める割合を乗じて計算した金額に相当する法人税の還付を受けることができるという制度です。

この制度は、厳しい財務状況等を理由として、解散等特定の事実が生じた事業年度の欠損金額を除き、平成4年4月1日以降の各事業年度において生じた欠損金についてはその適用が停止されていました。

3. 外国子会社からの配当益金不算入制度

内国法人が、外国子会社から受ける配当等の額について、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しないこととする制度が創設されます。海外子会社からの配当額の一律95%を益金不算入とし、外国源泉税等の額は、外国税額控除の対象外かつ損金不算入とされます。

この改正は、平成21年4月1日以後に開始する事業年度において受ける外国子会社からの配当等について適用されます。

(従来) 外国税額控除制度	(改正後) 益金不算入制度
外国子会社からの配当は国内税率で課税し、外国で納付した税額を控除する。	外国子会社からの配当は国内では益金に算入しない。間接外国税額控除は廃止する。